

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「衛星非常用位置指示無線標識の周波数の追加等」

(意見募集期間：令和5年9月15日～令和5年10月16日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>該当箇所：平成21年総務省告示第165号 意見：「これに順次対応する」の「順次」は不要ではないか。</p>	<p>いただいたご意見については、総務省告示第565号に関するものと推察いたします。ご意見のとおり修正いたします。</p>	有
2	(一社)全国船舶無線協会 水洋会部会	<p>1) EPIRB と設備規則第45条の3の5に規定する無線設備(以下VDRと呼称)の406MHz帯の周波数の個別選択を可能にする件について 改定案では電波の型式のみしか選択できない設定となっており、従来の様に周波数を個別に設定できない改定になっています。EPIRBの国際的な規格にある、Cospas-Sarsat406MHzChannelAssignmentTableより、第1世代の周波数割り当てについて、現在までに利用されている周波数は従来のG1Bの406MHz帯で個別に選択できる5波ですが、製品の検定取得時期によりその中で1波のみが選択される仕様となっており、免許人の設定は不可となります。よって従来通り、周波数を個別で選択できるように修正を希望します。</p> <p>2) EPIRB とVDRの周波数の電波形式のG1Dの記述について 別表第二号第3の船舶局などの電波形式と、周波数表示において、AISが追加になった新規格のEPIRBであっても、第1世代のEPIRBなので、従来と同じ電波形式の変更もないことから、電波形式は従来と同じG1Bの申請と考えておりますが、改定案ではG1Bの他に、G1Dについても同じ周波数で追加になっております。しかしAISが追加になったEPIRBでも第1世代であり、変調方式は、従来と同じ仕様なのでG1Bのみとして、G1Dの追加は不要とすることを希望します。仮にG1Dが追加になると、従来から追加になっていることで、免</p>	<p>1) 2) 3) 5) 6) いただいたご意見を元に、修正いたします。</p> <p>4) 特定船舶局で用いるF1D電波については既存のG1B電波の上部に記載されております。つきましてはF1D電波は、G1B電波の上部に記載することを維持いたします。</p> <p>7) ご要望については原案で対応可能であるため原案のとおりとさせていただきます。</p>	有

許の申請者がいずれかを選択するか判断できない場合も想定されま
す。

但し、G1Dの406.05MHzの記入欄はEPIRBの第2世代の装置で使用
される事を想定して追加されたと考えますので、この場合、変調の方
式は第1世代の仕様とは異なる事から、G1Dとしての電波形式での表
記を希望します。

また、別表第二号の三第2の表の特定船舶局でもこれまでは、
406MHz帯のG1Bのみだったのに対して、改定案では、G1Dが同じ周波
数5波と406.05MHzの6波が追加されております。船舶局と同様の理
由から従来と同じの仕様なので従来と同じ5波についてはG1Bのみと
して、G1Dの追加は不要とすることを希望します。G1Dの406.05MHz
の周波数のみ追加になります。

3) VDRの周波数の406.025MHzの追加について

VDRでは、この改定でEPIRBに合わせる様に406.025MHzが追加にな
っておりますが、これまではこの周波数は選択にありませんでした。
今後は新規格のEPIRBに移行するにあたり、新たに国際検定を取得し
た場合には使用されることが無い周波数であるため、追加は不要と考
えます。

4) 特定船舶局の無線局事項書および工事設計書の2枚目(現行)の周
波数記載順の確認

F1Dの周波数がG1Bの上に記載されておりますが、パブコメの様式
を見る限り、A3Xの下にF1Dが記載されております。これは下図の朱
色矢印の通り、すでに記載されていたF1DがA3Xの下に移動するとい
う理解でよろしいでしょうか。

5) AIS電波空中線電力の許容偏差について

改正内容は従前の下限-3dB以内に、上限の+1.5dBまでであるこ
とが追加されています。

ただし、「但し、不確かさ±2.5dBを考慮しても差し支えない。」とい
う記載の追加が必要ではないでしょうか？

ここに記載しないのであれば、該当する審査基準にこの不確かさ±
2.5dBを考慮することを含めていただく必要があると思っております。

	<p>6) 無線局運用規則第 78 条の 2 についても改正する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>【理由】 無線局運用規則の第 78 条の 2 において (遭難自動通報設備の通報の送信等) 第七十八条の二 2 G-B 電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz 又は四〇六・〇四MHz 及び A 三 X 電波一〇一・五MHz を同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A 三 X 電波一〇一・五MHz により送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号(2)に定める方法により行うものとする。 という記載があるため</p> <p>7) 経過措置について (附則・経過措置について)</p> <p>① 経過措置の 2 項の従前の例の期限の申請期限について 「令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。」の記載がありますが、この従前の例による具体的な対応の期限については、免許申請の手続きとしては「申請書提出の期限」として頂き、提出された申請は、「船舶にはまだ設置されていない場合」にも従前の例としての対応可能とできる表記を希望します。</p> <p>経過措置の 4 項の「令和 6 年 1 月 1 日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した・・・」の条件に「型式検定を要しない機器(外国の検定、型式承認)」で免許申請した場合にも、「従前の例による」ことができるのか明確に表記を希望します。</p>		
--	--	--	--